

京都府ごみ処理広域化プランの概要

1 プランの概要

(1) 期 間

- ・令和5（2023）年度から令和12（2030）年度まで

(2) 広域ブロックの区割り

- ・新たに4ブロック（山城、京都市、南丹、丹後・中丹）を設定

(3) ブロック別の処理体制

- ・概要は、別紙のとおり

(4) 位置づけ

- ・本プランは、処理責任を有する市町村等がごみ焼却施設等を整備する際の、府の広域的調整を行う立場から広域化・集約化に関する基本的な考え方を示すものである。

2 基本的な考え方

広域化ブロックは、ごみ焼却施設の規模が100t/日以上になることを基本として、市町村等の意向や広域市町村圏等の既存行政ブロックの枠組等を踏まえ、人口減少に伴うごみ排出量の減少など社会的要因等を考慮した結果、4ブロックとした。

本計画を推進する体制として、府が事務局となり府及び市町村等で構成する会議体を各ブロックに設置し、広域化など廃棄物処理を取り巻く様々な課題に関する検討を継続する。

(1) 施設の整備について

- ・新設のごみ焼却施設は、原則として処理能力100t/日以上であり、ごみ発電や熱利用施設を併設した全連続燃焼炉とし、更に、処理能力300t/日以上のごみ焼却施設の設置も含めて、市町村等の実状に応じた適正な規模を検討
- ・既存のごみ焼却施設の長寿命化を図り、ごみ焼却施設の更新時期を市町村等が調整
- ・施設間の連携や民間活力の活用等による廃棄物処理の効率化
- ・広域化ブロック内の人口の減少や広域化までの過渡的な対応が必要な場合など施設の大型化が困難な地域については、地域特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入を検討

(2) 施設の配置について

- ・ごみ収集範囲の拡大による収集運搬効率の低下等の懸念や、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保、自立分散型の電力供給等の観点から、ごみ焼却施設の複数配置も市町村等で考慮

(3) 施設の内容について

- ・ごみ発電、メタンガス化発電施設等の温室効果ガス排出量の削減に資する施設の整備を推進

ブロック別の処理体制の概要

ブロック名	焼却ごみの処理			資源ごみ、埋立 ごみ等の処理
	計画期間内の整備計画 (令和12年度目途)	将来の処理形態 (令和13年度以降)		
		対応方法	処理方式	
丹後・中丹	・現有施設を継続使用 (新施設の稼働予定なし)	4市1組合 で広域処理 に向けて検 討を継続	将来の処理 方式につい ては、施設整 備の際に最 も適切なも のを市町村 等が選定	リサイクル施 設・最終処分場 の整備につい ても、市町村等 で連携に向け て検討
南丹	・当面は現有施設の使用や処 理委託を継続しつつ、広域 処理に向けて検討を実施	1市1組合 で広域処理 に向けて検 討を継続		
京都市	・現有施設を継続使用	継続使用又 は施設更新		
山城	・当面は現有施設の使用や処 理委託を継続しつつ、広域 処理に向けて検討を実施 (枚方京田辺環境施設組合 の新施設が、令和7年度末 から稼働予定)	広域処理に に向けて検 討を継続		